

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

## オホーツク西部の 減災に関する取組方針

平成 30 年 7 月 18 日

### オホーツク西部減災対策協議会

(興部町、西興部村、雄武町、網走地方気象台、  
陸上自衛隊第 25 普通科連隊、北海道警察北見方面本部、  
興部警察署、紋別地区消防組合、  
網走開発建設部、オホーツク総合振興局)

## 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。また、平成28年8月には、1週間に3つの台風が北海道に上陸し、その1週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、住宅や農地の浸水、橋梁の崩落など、全道各地で甚大な被害が発生し、鉄道などの公共交通機関の運休や幹線道路の通行止めにより、道民のくらしや社会経済活動に大きな影響が生じた。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されている。

このような災害を繰り返さないために、地域住民の安全安心を担う興部町、西興部村、雄武町と、網走地方気象台（以下『気象台』という）、陸上自衛隊第25普通科連隊（以下『自衛隊』という）、北海道警察北見方面本部（以下『北海道警察』という）、興部警察署（以下『興部警察』という）、紋別地区消防組合（以下『消防組合』という）、網走開発建設部（以下『網走開建』という）、オホーツク総合振興局（以下『振興局』という）は、『水防災意識社会 再構築ビジョン』を踏まえ、平成29年7月25日に『オホーツク西部減災対策協議会』（以下『協議会』という。）を設立した。

協議会では、オホーツク西部地域において想定最大規模の洪水が発生すると、洪水の到達時間が早く、かつ容易に氾濫しやすい地形であることから、限定される避難所・避難路の確保や要配慮者支援施設等における避難、交通途絶による集落の孤立化のほか、周辺市町村からの支援受入と復旧作業を妨げるおそれがあるなどの課題に対して、関係機関による減災のための取組状況の情報共有を行い、今後の取組内容を取りまとめた。

本資料は、協議会規約第3条に基づき取りまとめたものである。

## 2. 協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
興部町	町長
西興部村	村長
雄武町	町長
網走地方気象台	台長
陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	警備課長
興部警察署	署長
紋別地区消防組合消防本部	消防長
網走開発建設部	部長
オホーツク総合振興局	局長

### 3. オホーツク西部の主な河川と流域の概要

#### (1) 主な河川の概要

##### ①幌内川

幌内川は、北見山地のピヤシリ山にその源を発し、下幌内川やナプホロナイ川等の小支川を多数合わせながら山地に囲まれた低平地を流下し、雄武町幌内市街地でオホーツク海に注ぐ二級河川である。

##### ②ポンオコツナイ川

ポンオコツナイ川は、雄武町の標高約100mの丘陵にその源を発し、丘陵地の谷地形を直線的に流下し、下流域で低平地をオコツナイ川と近接して雄武町市街地中心部を貫流して雄武漁港南東側からオホーツク海に注ぐ二級河川である。

##### ③オコツナイ川

オコツナイ川は、雄武町の標高約150mの丘陵にその源を発し、丘陵地の谷地形を直線的に流下し、下流域で低平地をポンオコツナイ川と近接して雄武町市街地を貫流して雄武漁港南東側からオホーツク海に注ぐ二級河川である。

##### ④雄武川

雄武川は、北見山地縁辺部の丘陵にその源を発し、イソサム川等の小支川を合わせながら山地に囲まれた低平地を流下し、河口部で当沸川を合流しオホーツク海に注ぐ二級河川である。

##### ⑤興部川

興部川は、興部町と西興部村の境界に位置するポロヌプリ岳の北方標高870m付近に源を発し、南流した後上興部で東に転じ、札滑川、忍路子川等の支川を合わせて西興部村を貫流し興部町に入り、さらに班溪川、宇津川等の支流を合わせて、興部町市街地でオホーツク海に注ぐ二級河川である。

##### ⑥藻興部川

藻興部川は、西興部村、下川町の境界に位置するウエンシリ岳の北方付近にその源を発し、小支川、小溪流を多数合わせながら山地に囲まれた低平地を流下し、下流域で第二秋里川、於達辺川等を合わせ、河口部で瑠椽川を合流しオホーツク海に注ぐ二級河川である。

##### ⑦沙留川

沙留川は、興部町、紋別市の境界に位置するウツツ岳の北東の丘陵地にその源を発し、小支川を合わせながら丘陵地に囲まれた低平地を流下し、沙留市街地でオホーツク海に注ぐ二級河川である。

## (2) 流域の概要

- ① 山地に挟まれた地形（谷底のような地形）を流れ、降雨から流出までの時間が短く、水位が急激に上昇する特徴がある。
- ② 未整備区間が多く川幅が狭く、中小洪水においても容易に氾濫しやすい状況にあり、浸水深が早期に避難困難な水深に達する恐れがある。
- ③ 流域の約7割を森林が占めており、海岸線に広がる低平地の多くは酪農等の農地として利用されている。集落は分散しており、海岸線に沿って雄武町及び興部町の市街地が形成されており、西興部村は、北見山地の山岳地帯に形成されている。
- ④ 海岸線に沿って稚内と網走を結ぶ国道238号線が縦断しており、興部川に並行して興部町から西興部村を經由し名寄市に至る国道239号線が横断している。また、幌内川に並行して雄武町と下川町を結ぶ道道下川雄武線が、雄武川に並行して雄武町と美深町を結ぶ美深雄武線が、そして藻興部川と並行して興部町と西興部村を結ぶ中藻興部興部線が横断している。
- ⑤ ポンオコツナイ川、オコツナイ川、興部川では、河川改修工事が行われているが、整備完了まで時間を要する。

## (3) 過去の被害状況と河川改修の状況地域の社会経済等の状況

- ① ポンオコツナイ川の治水対策は、昭和38年から昭和40年にかけて河口から上流680mの区間を都市下水道事業により護岸等の整備が行われており、オコツナイ川の治水対策についてもポンオコツナイ川と同様に、昭和35年から昭和36年にかけて河口から上流420mの区間を都市下水道事業により護岸等の整備を行ったところだが、昭和54年10月の台風20号に伴う洪水により雄武町市街地において家屋の浸水被害が発生し、その後も、平成10年9月の台風5号、平成13年9月の豪雨に伴う洪水により、再び家屋の浸水被害を受けることとなった。これを契機に、二級河川に昇格し、平成19年より河道拡幅等の本格的な治水事業に着手し、平成21年7月には『ポンオコツナイ川河川整備計画』及び『オコツナイ川河川整備計画』を策定し、対象期間を概ね30年とする河川整備の当面の目標を設定し、洪水を安全に流下させるため、必要な断面を確保する河道整備等を実施している。
- ② 興部川の主な治水対策は、昭和30年に3度にわたる出水により、床上浸水18戸、床下浸水43戸など甚大な被害が発生したことから、昭和37年から平成4年にかけて河口から上流8.0kmの区間について、洪水を安全に流下させるため、必要な断面を確保する築堤や河道整備を実施したところだが、平成10年9月の台風5号

に伴う洪水により興部川と支川宇津川が氾濫し、興部市街地上流端から宇津地区にかけ床下浸水 56 戸、床上浸水 26 戸、国道 239 号線の冠水被害が発生した。このことから、平成 15 年より二興橋（国道橋：河口より 8.15 km の地点）から友喜橋（河口より 13.25 km の地点）の 5.1 km の区間において、築堤や掘削等の治水事業に着手し、平成 17 年 3 月には『興部川河川整備計画』を策定し、対象期間を概ね 10 年とする河川整備の当面の目標を設定し、洪水を安全に流下させるため、必要な断面を確保する築堤や河道整備等を実施している。

- ③ 幌内川の主な治水対策は、昭和 57 年から昭和 62 年にかけて河口から 2.0 km の区間について、洪水を安全に流下させることにより、河川周辺の集落や農地の浸水被害を防止するため、必要な断面を確保する築堤や河道整備等を実施済である。
- ④ 雄武川の主な治水対策は、昭和 37 年から平成 13 年にかけて河口から 5.4 km の区間について、洪水を安全に流下させることにより、河川周辺の集落や農地の浸水被害を防止するため、必要な断面を確保する築堤や河道整備等を実施済である。
- ⑤ 藻興部川の主な治水対策は、昭和 39 年から平成 3 年にかけて河口から 14.3 km の区間において、洪水を安全に流下させることにより、河川周辺の集落や農地の浸水被害を防止するため、必要な断面を確保する築堤や河道整備等を実施済である。
- ⑥ 沙留川の主な治水対策は、平成 4 年から平成 13 年にかけて河口から 3.0 km の区間において、洪水を安全に流下させることにより、沙留市街地、河川周辺の集落や農地の浸水被害を防止するため、必要な断面を確保する築堤や河道整備等を実施済である。

#### (4) 地域の社会経済等の状況

オホーツク西部の流域は山林が約7割を占めており、海岸線に沿って平坦地が連なっている。

農業は、草地等の土地基盤を活用した大規模な酪農を展開しており、酪農など畜産の割合が農業生産額のほとんどを占めている。漁業は、漁業資源が豊富なオホーツク海を漁場として、毛ガニ籠、ホタテ桁曳網、サケ定置網漁業等が行われている。また、乳製品や水産物の加工も盛んに行われている。

主な交通網は、稚内から網走を結ぶ国道238号線が雄武町市街地、興部町市街地を經由し海岸線に並行しており、この国道238号線と交差する形で興部町市街地と西興部村市街地を經由し名寄市を結ぶ国道239号線が、雄武町と下川町を結ぶ道道下川雄武線が、雄武町と美深町を結ぶ道道美深雄武線が、興部町と西興部村を結ぶ道道中藻興部興部線が整備されており、生活幹線道路としてだけでなく、オホーツク地方と道央圏の物流を支えている。

#### 4. 大規模な洪水発生時に想定される被害について

##### (1) 想定される被害の特徴と課題

###### ① ポンオコツナイ川、オコツナイ川（雄武町市街地）

- 丘陵地に囲まれた地形（谷底のような地形）を流れ、降雨から流出までの時間が短く、水位が急激に上昇する特徴がある。
- 雄武町市街地で河川整備を実施しているが、未整備区間が多く川幅も狭いことから、中小洪水においても容易に氾濫しやすい状況にあり、短時間で避難困難な浸水深に達することが懸念される。
- 雄武市街地は、ポンオコツナイ川とオコツナイ川が近接して貫流しており、洪水時には 2 つの川から同時に氾濫流が流入することにより、市街地中心部が短時間で広く冠水することが懸念される。

###### ② 興部川上・中流域（西興部村市街地）

- 山地に囲まれた地形（谷底のような地形）を流れ、降雨から流出までの時間が短く、水位が急激に上昇する特徴がある。
- 氾濫水の到達時間が早く、短時間で深い浸水深に達することが懸念される。
- 河川未整備区間で川幅が狭い。
- 氾濫流により、国道 239 号線や生活幹線の村道等に冠水等の発生が想定され、これにより、避難、救助及び水防活動に加え、村外からの支援受入等に支障をきたすことが懸念される。
- 国道 239 号線等の分断により西興部村が孤立することが懸念される。

###### ③ 興部川下流域（興部町市街地）

- 中・上流域と比べると低平地が多く、氾濫が生じると河川沿いに氾濫水が溜まりやすく広範囲に浸水し、浸水時間も長くなることが懸念される。
- 役場や警察などの主要な公共機関が集中する興部町市街地や国道 238 号線、国道 239 号線が浸水することで、避難、救助及び水防活動に加え、町外からの支援受入等に支障をきたすことが懸念される。

###### ④ 沙留川（興部町沙留市街地）

- 中・上流部は、山地に囲まれた地形（谷底のような地形）を流れ、降雨から流出までの時間が短く、水位が急激に上昇する特徴がある。
- 中・上流部は、氾濫水の到達時間が早く、短時間で深い浸水深に達することが懸念される。
- 中・上流部は、河川未整備区間で川幅が狭い。
- 中・上流部は、氾濫流により、河川沿いの町道や農地に冠水等の発生が想定され、これにより、避難、救助及び水防活動に加え、町外からの支援受入等に支障をきたすことが懸念される。
- 沙留市街地のある下流域は、低平地が広がっており、氾濫が生じると広範囲に浸水



することが懸念される。

- 国道 238 号線や避難路が冠水することで、避難、救助及び水防活動に加え、町外からの支援受入等に支障をきたすことが懸念される。

#### ⑤幌内川、雄武川、藻興部川

- 中・上流部は、山地に囲まれた地形（谷底のような地形）を流れ、降雨から流出までの時間が短く、水位が急激に上昇する特徴がある。
- 中・上流部は、氾濫水の到達時間が早く、短時間で深い浸水深に達することが懸念される。
- 中・上流部は、河川未整備区間で川幅が狭い。
- 中・上流部は、氾濫流により、河川沿いの道道、生活幹線である町道や農地に冠水等の発生が想定され、これにより、避難、救助及び水防活動に加え、町外からの支援受入等に支障をきたすことが懸念される。
- 下流域は低平地が広がっており、氾濫が生じると広範囲に浸水することが懸念される。
- 国道 238 号線や河川沿いの道道が冠水することで、避難、救助及び水防活動に加え、町外からの支援受入等に支障をきたすことが懸念される。

#### ⑥地域全体

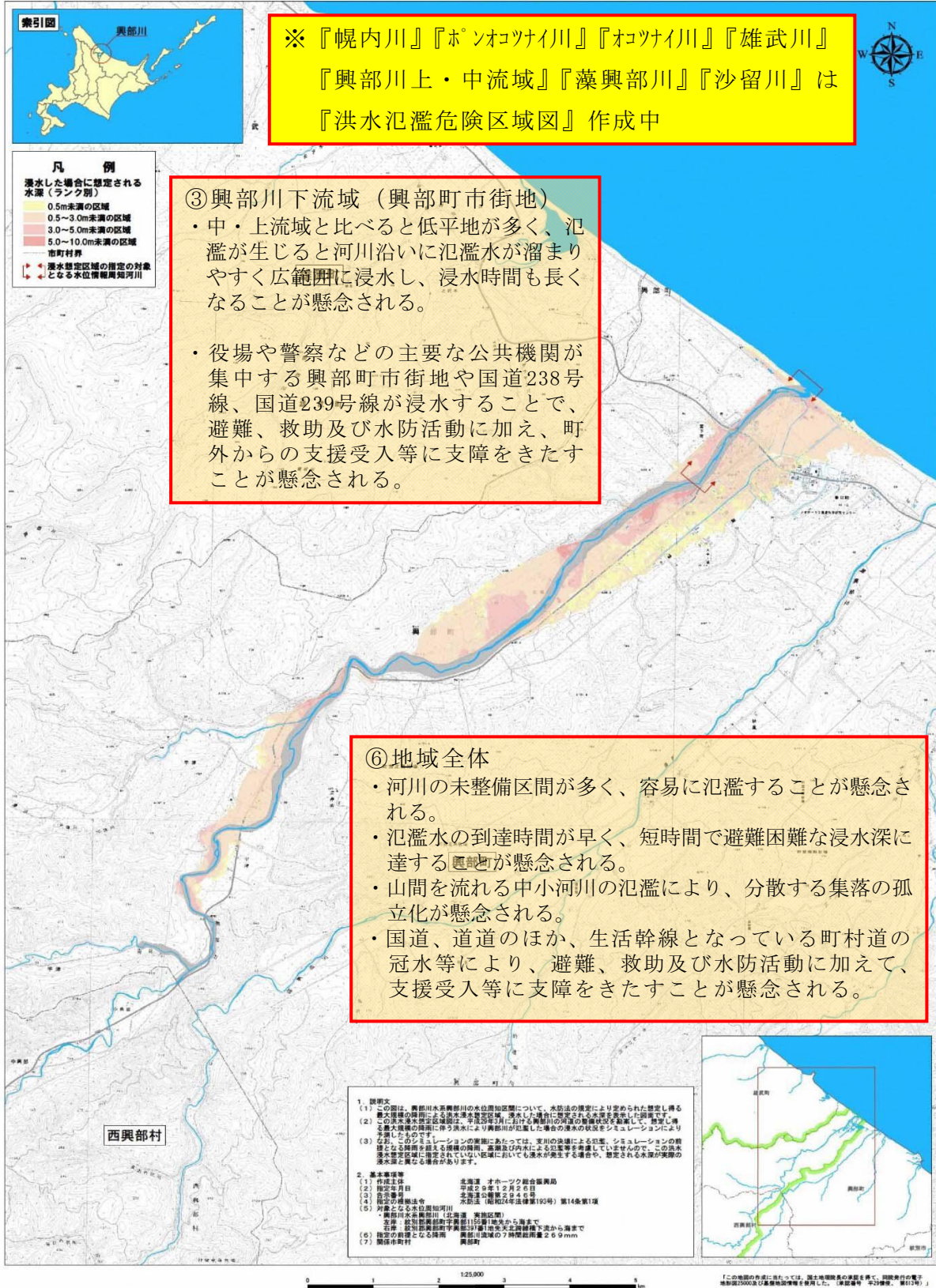
- 河川の未整備区間が多く、容易に氾濫することが懸念される。
- 氾濫水の到達時間が早く、短時間で避難困難な浸水深に達することが懸念される。
- 山間を流れる小河川の氾濫により、分散する集落の孤立化が懸念される。
- 国道、道道のほか、生活幹線となっている町村道の冠水等により、避難、救助及び水防活動に加えて、支援受入等に支障をきたすことが懸念される。

これらのオホーツク西部地域の特徴から、大規模な洪水発生時においても『逃げ遅れゼロ』、『社会経済被害の最小化』に向けて、次の3つの課題について取組を行う。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>円滑かつ迅速な避難</u></li><li>2. <u>的確な水防活動</u></li><li>3. <u>氾濫水の排水、浸水被害軽減</u></li></ol> |
|---|

(2) 想定最大規模の洪水浸水想定区域

興部川水系興部川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



※ 『幌内川』『ポンコツナイ川』『オツナイ川』『雄武川』『興部川上・中流域』『藻興部川』『沙留川』は『洪水氾濫危険区域図』作成中

③ 興部川下流域（興部町市街地）

- ・ 中・上流域と比べると低平地が多く、氾濫が生じると河川沿いに氾濫水が溜まりやすく**広範囲**に浸水し、浸水時間も長くなる**ことが懸念される。**
- ・ 役場や警察などの主要な公共機関が集中する興部町市街地や国道238号線、国道239号線が浸水することで、避難、救助及び水防活動に加え、町外からの支援受入等に支障をきたす**ことが懸念される。**

⑥ 地域全体

- ・ 河川の未整備区間が多く、容易に氾濫することが懸念される。
- ・ 氾濫水の到達時間が早く、短時間で避難困難な浸水深に達する**地域**が懸念される。
- ・ 山間を流れる中小河川の氾濫により、分散する集落の孤立化が懸念される。
- ・ 国道、道道のほか、生活幹線となっている町村道の冠水等により、避難、救助及び水防活動に加えて、支援受入等に支障をきたす**ことが懸念される。**

1. 説明文  
 (1) この図は、興部川水系興部川の水位想定区域について、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される浸水深を示した図解です。  
 (2) この浸水深想定区域は、平均河川流量に於ける興部川の河川の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により興部川が氾濫した場合の洪水の状態をシミュレーションにより算出したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションの前提にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を前提とする降雨、氾濫及び内川による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項  
 (1) 作成主体 北海道 オホーツク総合振興局  
 (2) 指定年月日 平成25年第12月26日  
 (3) 告示番号 北海道告示第294号  
 (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第192号）第14条第1項  
 (5) 対象となる水位想定河川  
 ・興部川水系興部川（北海道 表揚区域）  
 本庁 紋別郡興部町字興部13丁目1地先から海まで  
 石井 紋別郡興部町字興部13丁目1地先天然路橋下流から海まで  
 (6) 想定の対象となる降雨 興部川流域の7時間総雨量26.9mm  
 (7) 関係市町村 興部町



【この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を経て、関係自治体の電子地図データ及び各種地図資料を参照した。】（関係市町村：興部町）

5. 課題解決に向けた取組（現状の取組状況と課題）

前項の課題解決に向けた主な取組と現在の状況は下記のとおりである。

（別紙-1参照）

取組項目	現状の取組状況	課題
■（1）円滑かつ迅速な避難のための取組		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
ア. 洪水時の河川管理者からの情報提供等（内容及びタイミングの確認）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。（振興局、興部町、西興部村、雄武町）</li> </ul>	
イ. 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興部川では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域を公表し、興部町に通知済。（振興局、興部町）</li> <li>・興部川下流域について、洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準を設定済。（興部町）</li> <li>・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済。（西興部村）</li> <li>・興部川（水位周知河川）のタイムラインについて、関係機関と調整中。（振興局、興部町、消防組合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令判断基準となる水位計が不足。（振興局、興部町、西興部村、雄武町、消防組合）</li> <li>・タイムラインを作成し、避難勧告の発令基準等を明確にし、地域防災計画に反映させることが必要。（振興局）</li> <li>・避難準備・高齢者等避難開始を発令するためのタイミングを検討することが必要。（興部町）</li> </ul>
ウ. 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川以外について、平成29年度より洪水氾濫危険区域図を作成中。（振興局）</li> <li>・防災マップを作成し、村内全戸に配布済。（西興部村）</li> <li>・洪水が予想される上興橋付近の住宅2件には個別に周知済。（西興部村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川の見直しが必要。（振興局、興部町、西興部村、雄武町）</li> </ul>

取組項目	現状の取組状況	課題
<p>エ. ICT等を活用し住民等に適切かつ確実に情報伝達する方法等の改善・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理区間では、ホームページで、河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の提供を実施済。（網走開建）</li> <li>・水位計を4地点、雨量計を4地点に設置済で、各種情報をホームページ、テレビ、ラジオ等による伝達を実施済。（振興局）</li> <li>・H29出水期から新たなステージに対応した防災気象情報の改善の運用を開始。（气象台）</li> <li>・様々な手段を活用した情報伝達を実施済。（興部町、西興部村、雄武町）</li> <li>・関係町村の避難所等の情報収集、防災担当者との連絡体制を確認済で、避難情報や各種警報等が発令された際は、既存の指令伝達網を利用して、消防職員及び消防団員に伝達。（消防組合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川以外の水害リスクの高い箇所を把握することが必要。（振興局、興部町）</li> <li>・水位情報を把握・周知する方法の検討が必要。（振興局、興部町）</li> <li>・地域住民等の水害に係る意識の改革が必要。（興部町、雄武町）</li> <li>・高齢者や要配慮者に、避難準備情報を発令するタイミングを検討することが必要。（雄武町）</li> </ul>
<p>オ. 隣接市町村への広域避難体制の構築</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の検討が必要。（興部町、西興部村、雄武町）</li> </ul>
<p>カ. 要配慮者利用施設等に関する避難計画等の作成・訓練に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年5月10日に紋別市で遠軽・紋別地区における要配慮者施設への説明会を実施。（網走開建）</li> <li>・平成29年度、洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設位置図を提示。（振興局）</li> <li>・要配慮者の避難箇所を福祉避難所に指定済。（西興部村）</li> <li>・関係機関、関係町村が実施する避難訓練に協力、若しくは、参画。（消防組合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を、地域防災計画に位置付けるとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について検討が必要。（興部町）</li> <li>・避難確保計画の作成や避難訓練の実施のための支援策や支援体制を検討することが必要。（興部町）</li> </ul>

取組項目	現状の取組状況	課題
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
ア. 想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興部川では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を公表し、興部町に通知済。（振興局、興部町）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の浸水想定区域図をHP等により公表することが必要。（興部町）</li> </ul>
イ. 水害ハザードマップの作成、改良と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画規模の洪水ハザードマップは作成済。（興部町）</li> <li>・市街地全域をカバーした防災マップを、村内全戸に配布済。（西興部村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の洪水ハザードマップの作成を検討することが必要。（興部町、雄武町）</li> <li>・水害リスクを効果的に周知する方法を検討することが必要。（興部町、西興部村、雄武町）</li> </ul>
ウ. 『まるごと・まちごとハザードマップ』の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・『まるごと・まちごとハザードマップ』の作成を検討することが必要。（興部町、西興部村、雄武町）</li> </ul>
エ. 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関主催の訓練等に参画。（網走開建、振興局、気象台、自衛隊、北海道警察、興部警察）</li> <li>・地域住民、関係機関を交えた防災訓練を実施。（興部町、西興部村、雄武町）</li> <li>・消防組合が所有する資機材の取り扱いについて、定期的な訓練を実施。（消防組合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の参加が減少。（西興部村）</li> <li>・効果的な避難訓練のあり方について検討が必要。（雄武町）</li> </ul>

取組項目	現状の取組状況	課題
オ. 防災教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、防災意識の向上や河川環境への理解を深めるため、『川の防災学習会』を実施。(網走開建)</li> <li>・必要に応じ、町村が行う取組に協力。 (振興局、气象台、自衛隊)</li> <li>・『Doはぐ』や『地域防災マスター制度』等、防災教育の取組を推進。(振興局)</li> <li>・災害発生時、迅速、的確に住民が避難できるよう防災訓練を実施する等、防災意識向上の取組を推進。 (興部町、西興部村、雄武町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等の水害に係る意識の改革が必要。 (興部町、雄武町)</li> </ul>

取組項目	現状の取組状況	課題
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項		
ア. 危機管理型水位計等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川区間以外について、水位を把握するための簡易水位計の配置計画を検討。(振興局)</li> <li>・現在、興部川(興部橋、三興橋付近)に河川監視用のカメラを設置済。(興部町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川以外の水害リスクの高い箇所の水位情報を把握することが必要。(振興局)</li> <li>・監視カメラの増設を検討したいが、費用面が課題。(興部町)</li> </ul>
イ. 危機管理型ハート対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度より興部川の重要水防区間の一部において、堤防天端舗装を実施。(振興局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の重要水防区間について、堤防決壊までの時間を引き延ばす検討が必要。(振興局)</li> </ul>
ウ. 河川防災ステーション等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロックや土砂等、防災資材備蓄ヤートの整備が興部川で平成30年度中に完成予定。(振興局)</li> <li>・防災装備品を計画的に整備。(自衛隊)</li> <li>・大型発電機、水中ポンプ等を整備済。(興部町)</li> <li>・防災備蓄倉庫を整備し、非常食や毛布等を整備済で、非常時のために村建設業協会と協定を締結済。(西興部村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災資材の備蓄、充実が重要。(振興局)</li> <li>・防災資機材の保管場所が不足。(興部町)</li> </ul>
エ. 避難場所、避難路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難場所、指定緊急避難場所を設定済。(興部町)</li> <li>・避難する上で、環境の整った宿泊施設『ホテル森夢』を避難所に位置付。(西興部村)</li> <li>・避難所及び福祉避難所に非常用発電設備を整備済。(西興部村)</li> <li>・地域防災計画に避難場所を設定済。(雄武町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広範囲の浸水により、避難経路が確保できず、孤立する集落が発生し、避難場所が確保できない場合がある。(興部町、雄武町)</li> <li>・避難経路について検討することが必要。(興部町)</li> <li>・長期避難が生じた場合、避難住民へのメンタルケアが重要。(西興部村)</li> </ul>

取組項目	現状の取組状況	課題
■ (2) 的確な水防活動のための取組		
①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
ア. 重要水防箇所の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興部川の土地利用を踏まえ、平成29年度に重要水防区間を追加しており、重要水防箇所の確認は出水期前に実施。(振興局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道管理河川の水害リスクが高い箇所の共同点検が必要。(興部町、西興部村、雄武町、消防組合)</li> </ul>
イ. 水防資機材の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関が保有している情報を共有。(振興局、自衛隊、興部町、西興部村、雄武町、消防組合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関が保有する水防資機材について、保管場所等、詳細な情報共有が必要。(振興局、自衛隊、興部町、西興部村、雄武町、消防組合)</li> <li>・防災備蓄ヤードの備蓄資材を関係機関で活用することが可能か検討することが必要。(振興局)</li> </ul>
ウ. 水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関主催の訓練等に参画。(振興局、气象台、自衛隊、北海道警察、興部警察、消防組合)</li> <li>・関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。(興部町、西興部村、雄武町)</li> </ul>	
エ. 水防に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関と連携して消防団員募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を実施。(振興局、興部町、西興部村、雄武町、消防組合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の減少、高齢化の傾向にあり、想定最大規模の洪水の際は、人員確保が確保できるかが課題。(興部町、西興部村、雄武町)</li> </ul>
オ. 水防団間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員が実質、水防団員を兼務。(雄武町)</li> <li>・各水防団の配置、管轄区域について共有。(消防組合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時の水防団間の連携・協力について検討調整が必要。(消防組合)</li> </ul>



取組項目	現状の取組状況	課題
②町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
ア. 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・興部町の国民健康保険病院が浸水する恐れがあるため、近隣市町村の病院との連携等を検討することが必要。(興部町)</li> </ul>
イ. 洪水時の防災拠点となる町村庁舎等の機能確保対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興部川で想定最大規模の降雨により浸水被害が発生した場合、興部警察署は浸水想定区域となるため、代替施設に移転。(北海道警察、興部警察)</li> <li>・平成30年度に庁舎の耐震診断を実施するため、耐震診断の結果を踏まえ、耐水化、非常用電源等の整備について検討。(興部町)</li> <li>・村役場庁舎の耐震化、非常用発電設備は整備済。</li> <li>・要配慮者の避難施設である福祉避難所は、非常用発電設備を設置済。(西興部村)</li> <li>・町役場庁舎の、耐震化を実施済。(雄武町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興部川で想定最大規模の降雨により浸水被害が発生した場合、興部町役場、紋別消防組合消防署興部支署及び興部消防団第1分団庁舎が浸水想定区域となるため、庁舎機能を確保する取組を検討することが必要(興部町、消防組合)</li> </ul>
ウ. 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・興部川で想定最大規模の降雨により浸水被害が発生した場合、雪印メグミルク興部工場は浸水想定区域内となるため、検討が必要。(興部町)</li> </ul>

取組項目	現状の取組状況	課題
■ (3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組		
ア. 排水施設、排水資機材の運用方法改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプ車をはじめ、その他照明車など排水に必要な災害対策車両を全道各地に配備。(網走開建)</li> <li>・浸水が発生した際は、関係機関への応援要請等による排水作業を実施。(雄武町)</li> <li>・浸水箇所が複数発生した場合は消防ポンプによる排水協力を実施。(消防組合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水時は、的確・迅速な排水活動が求められることから、平時から資機材の使用方法や能力等の確認が必要。(振興局)</li> <li>・内水氾濫等が発生した場合、排水ポンプ等の設置や作業可能箇所の有無等を把握することが必要。(振興局)</li> <li>・役場で整備している資機材では不足するため、洪水の発生が想定される場合には、水中ポンプ等をリースにより準備しているが、広域で同様の事象が発生した場合、資機材の確保を検討することが必要。(興部町)</li> <li>・氾濫水に含まれる草等のゴミにより消防ポンプが詰まり安定した排水ができない。(消防組合)</li> </ul>
イ. 洪水氾濫等による浸水被害軽減地区を指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
ウ. 洪水を未然に防ぐ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興部川、オツナイ川、ホノオツナイ川において河川整備を実施。(振興局)</li> <li>・沙留川、藻興部川、雄武川、幌内川において一定規模での河川整備が実施済。(振興局)</li> <li>・河川機能確保のための計画的な河道掘削や樹木伐採等の維持管理を実施。(振興局)</li> </ul>	

取組項目	現状の取組状況	課題
■ (4) その他		
① その他		
	<p>ア. 災害時及び災害復旧に対する支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省国土交通大学校や北海道開発局研修室が実施する研修には自治体職員の受入や聴講が可能。 (網走開建)</li> <li>・網走開発建設部管内の自治体へ北海道開発局職員による防災に関する出前講座の実績有り。(網走開建)</li> <li>・西紋管内で行われる訓練には参加。(西興部村)</li> </ul>	
	<p>イ. 災害情報の共有体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『防災情報共有システム』への接続により、国管理河川や国道等の状況把握が可能。 (網走開建)</li> <li>・災害発生時に、必要に応じて、リエゾンの派遣を実施。 (振興局)</li> <li>・関係機関が連携して災害対応を行うための共通地図、『北海道防災地図』を整備中で、防災拠点、避難所、病院等を掲載予定。(振興局)</li> </ul>	

## 6. 減災のための目標

### (1) 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水・浸水被害軽減を実施するため、各構成員が連携して平成33年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

#### 【5年間で達成すべき目標】

関係機関との連携を強化し、オホーツク西部地域の二級河川で発生しうる大規模水害に対し、『逃げ遅れゼロ』『社会経済被害の最小化』を目指す。

#### 【目標達成に向けた3本柱】

水災害防止を目的に河川管理者が実施する堤防整備等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加えて、以下の取組を実施する。

- (1) 高速な洪水流による家屋倒壊や、氾濫水が流下・拡散しやすい地形による広範囲の浸水から人的被害を防ぐため、  
円滑かつ迅速な避難のための取組を実施する。
- (2) 高速な洪水流に河岸侵食や、氾濫水の流下・拡散を最小限にするため、  
的確な水防活動のための取組を実施する。
- (3) 救助活動や支接受け入れの円滑化に資する道路途絶の早期復旧や、社会経済活動の早期復旧のため、  
氾濫水の排水、浸水被害軽減のための取組を実施する。

7. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える『水防災意識社会』を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙-2参照)

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	番号	対応
① 情報伝達、避難計画等に関する事項					
ア	河川管理者と町村長の間で河川情報等を伝達するホットライン等	平成29年度から実施	振興局 興部町 西興部村 雄武町	A	
イ	『避難勧告等に関するガイドライン』を参考とした避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準の見直し等	平成29年度から実施	振興局 興部町 西興部村	B1	
	避難計画に着目した水害対応タイムライン(避難勧告発令区域、避難判断基準等)の構築と実施箇所検討等	平成29年度から実施	網走開建 雄武町 以外の機関	B2	
ウ	水位周知河川の見直し及び水位周知河川以外の道管理河川に係る『洪水氾濫危険区域図』の提供や周知等	平成29年度から実施	振興局 興部町 西興部村 雄武町	C	
エ	『川の防災情報』による河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の周知等	平成29年度から実施	網走開建 振興局	D1	
	緊急速報メールの活用等、住民に洪水及び避難情報を適切かつ確実に伝達する体制及び方法等	平成29年度から実施	振興局 気象台 興部町 西興部村 雄武町 消防組合	D2	
オ	町村の避難場所で避難者を収容できない場合、隣接する市町村に広域避難する際の連絡体制等	平成30年度から実施	興部町 西興部村 雄武町	E	
カ	町村地域防災計画に定めている要配慮者利用施設について、避難確保や浸水防止計画の作成や避難訓練の実施等	平成29年度から実施	網走開建 振興局 興部町	F1	
	要配慮者利用施設等に係る避難確保計画の作成や訓練の実施状況を踏まえた支援策や支援体制等	平成30年度から実施	網走開建 振興局 興部町 消防組合	F2	

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

	主な取組項目	目標時期	取組機関	番号	対応
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項					
ア	想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有等	平成29年度から実施	振興局 興部町	G	
イ	想定最大規模の『浸水想定区域図』等を踏まえた洪水ハートマップの作成や公表等	平成29年度から実施	振興局 気象台 興部町 西興部村 雄武町	H1	
	『水害ハートマップ作成の手引き』を参考に、わかりやすい洪水ハートマップを作成するとともに、住民に効果的に周知する方法等	平成30年度から実施	振興局 気象台 興部町 西興部村 雄武町	H2	
ウ	『まるごと・まちごとハートマップ』を参考にした取組の促進等	平成30年度から実施	振興局 気象台 興部町 西興部村 雄武町	I	
エ	町村等による避難訓練の実施状況や予定を共有し、住民を含む関係機関が連携した避難訓練等	平成29年度から実施	全機関	J	
オ	防災教育に関する指導計画の作成支援、学校等での防災教育の拡充等	平成29年度から実施	北海道警察、興部警察以外の全機関	K	
③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項					
ア	危機管理型水位計の配置計画等	平成29年度から実施	振興局	L1	
	河川監視用カメラの配置計画等	平成29年度から実施	興部町	L2	
イ	危機管理型ハード対策について、概ね5年間で実施する整備箇所の共有等	平成30から実施	振興局	M	
ウ	防災資機材の備蓄整備等	平成29年度から実施	振興局 自衛隊 興部町 西興部村	N	
エ	避難場所、避難経路の整備等	平成29年度から実施	興部町 西興部村 雄武町	O	

(2) 的確な水防活動のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	番号	対応
① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項					
ア	河川整備状況を踏まえ、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、関係者による共同点検の実施等	平成29年度から実施	振興局 興部町 西興部村 雄武町 消防組合	P	
イ	関係機関が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援等	平成29年度から実施	振興局 自衛隊 興部町 西興部村 雄武町 消防組合	Q	
ウ	住民を含めた関係機関が参加した実践的な水防訓練等	平成29年度から実施	全機関	R	
エ	関係機関の水防に関する広報の取組状況や予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実等	平成29年度から実施	振興局 興部町 西興部村 雄武町 消防組合	S	
オ	水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力等	平成29年度から実施	雄武町 消防組合	T	
② 町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項					
ア	洪水浸水想定区域内に設置されている災害拠点病院等の施設管理者に、洪水が発生した際、確実に情報伝達する方法の検討等	平成30年度から実施	興部町	U	
イ	町村庁舎等が、洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能確保のための対策（耐水化、非常用電源等の整備等）の検討等	平成29年度から実施	北海道警察 興部警察 興部町 西興部村 雄武町 消防組合	V	
ウ	洪水浸水想定区域内の地域防災計画に定められている大規模工場等の施設について、浸水防止計画作成や、訓練実施等	平成30年度から実施	興部町	W1	
	浸水防止計画の作成や訓練の実施状況等を踏まえた支援策等	平成30年度から実施	興部町	W2	

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	番号	対応
③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項					
ア	洪水浸水想定区域内の排水施設及び資機材の配置、運用方法の情報を共有するとともに、排水施設管理者相互の連絡体制を構築し、洪水発生の際は、円滑かつ迅速な排水作業を行えるよう運用方法の検討等	平成29年度から実施	気象台 北海道警察 興部警察 以外の全機関	X	
イ	河川管理者が実施する河道整備や河道の維持管理について情報を共有等	平成29年度から実施	振興局	Y	

(4) その他

主な取組項目		目標時期	取組機関	番号	対応
① その他					
ア	国が実施する研修、訓練への地方公共団体の参画等、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体相互の支援体制の強化等	平成29年度から実施	網走開建 振興局 西興部村 雄武町	Z	
イ	各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等	平成29年度から実施	網走開建 振興局 自衛隊 西興部村 雄武町	AA	



## 8. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、減災目標や各機関の防災業務計画、地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

項目(28項目)	確認事項(36事項)	取組番号	現状の取組状況								課題		
			網走開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察 ・興部警察	興部町	西興部村	雄武町		消防組合	
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>													
<b>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>													
ア 洪水時の河川管理者からの情報提供等（内容及びタイミングの確認）	河川管理者と町村長の間で河川情報等を伝達するホットラインの構築状況の確認	A (1)①ア	-	・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。	-	-	-	-	・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。	・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。	・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。	河川管理者から自治体首長へ伝達された情報が、速やかに町防災担当を通じて、各消防署へ伝達。	-
イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	『避難勧告等に関するガイドライン』（H29.1月内閣府）を参考とした避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	B1 (1)①イ1	-	興部川では、平成29年12月より想定最大規模の降雨による浸水想定区域を作成・公表し、興部町長に通知済。	-	-	-	-	興部川下流域について、洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準を設定済。	避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済。	-	-	・避難勧告等の発令判断基準となる水位計が不足している（振興局、興部町、西興部村、雄武町、消防組合） ・洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準を設定することが必要（雄武町）
	避難計画に着目した水害対応タイムライン（避難勧告発令区域、避難判断基準等）の構築及び実施箇所の検討調整 ※協議会資料を適宜修正	B2 (1)①イ2	-	興部川（水位周知河川）のタイムラインについて、幹事会で提示し関係機関と調整中。	-	-	-	-	興部川（水位周知河川）のタイムラインについて検討し、関係機関と調整中。	-	-	興部町作成のタイムラインの協議に参画。	・タイムラインを作成し、避難勧告の発令基準等を明確にすることともに、地域防災計画に反映させることが必要（振興局） ・避難準備・高齢者等避難開始を発令するためのタイミングを検討することが必要（興部町）
ウ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	水位周知河川の検討調整	C (1)①ウ	-	興部川が対象。	-	-	-	-	-	-	-	-	・水位周知河川の見直しが必要（振興局、興部町、西興部村、雄武町）
	『地域の水害危険性の周知に関するガイドライン』（H29.3月国土省）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供方法の検討調整		-	水位周知河川以外について、平成29年度より洪水氾濫危険区域図を作成中。	-	-	-	-	-	・防災マップを作成し、村内全戸に配布済。 ・洪水が予想される上興橋付近の住宅2件には個別に周知済。	-	-	-
エ ICT等を活用し住民等へ適切かつ確実に情報伝達する方法等の改善・充実	『川の防災情報』等、河川水位やCCTVカメラ等、リアルタイム情報等の周知について検討調整	D1 (1)①エ1	国管理区間では、ホームページで、河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報提供を実施済。	・水位計を、興部、幌内、中雄武（雄武川）、第二（藻興部川）の4地点、雨量計を西興部、朝日、中雄武、上幌内の4地点に設置済。	-	-	-	-	インターネットの国土交通省『川の防災情報』で、興部川（国道238号橋地点）、藻興部川（吉村樋管下流地点）の水位観測データを確認できる。	-	-	インターネットの国土交通省『川の防災情報』で、幌内川、雄武川にの水位観測データを確認できる。	・水位周知河川以外の水害リスクの高い箇所を把握することが必要（振興局、興部町） ・水位情報の把握・周知する方法を検討することが必要（振興局、興部町）
	緊急速報メールの活用等、住民等に洪水及び避難情報等を適切かつ確実に伝達する体制及び方法を検討調整	D2 (1)①エ2	-	気象警報、注意報、河川水位、雨量、水防警報等の情報を、ホームページや報道機関等の協力を得て、テレビ、ラジオ等による伝達を実施済。	H29出水期から新たなステージに対応した防災気象情報の改善の運用を開始。	-	-	-	屋外スピーカー、広報車による放送、緊急速報のメール配信、登録制メールの配信、町ホームページでの情報提供等、様々な手段を活用した情報伝達を実施済。	村内全戸にある音声告知放送、緊急速報のメール配信、広報車等、様々な手段を活用した情報伝達を実施済。	・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、WEB等による河川水位、広報車等、様々な手段を活用した情報伝達を実施済。 ・自治会長を含めた自治会連絡網、個人携帯電話、FAX等、様々な情報伝達手段を用いた住民への情報連絡体制づくりを実施済。	・関係町村の避難所等の情報収集、防災担当者との連絡体制を確認済。 ・避難情報や各種警報等が発令された際は、既存の指令伝達網を利用して、消防職員及び消防団員に伝達。	・高齢者や要配慮者への避難準備情報を発令するためのタイミングを検討することが必要（雄武町） ・地域住民等の水害に係る意識の改革が必要（興部町、雄武町） （上記文言を修正）
オ 隣接市町村への広域避難体制の構築	町村の避難場所のみで、避難者を収容できない場合は、隣接市町村等に避難場所を設定する等、広域避難に係る連絡体制等の検討調整	E (1)①オ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・広域避難計画の検討が必要（興部町、西興部村、雄武町）
カ 要配慮者利用施設等に関する避難計画等の作成・訓練に対する支援	町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況の確認	F1 (1)①カ1	平成29年5月10日に紋別市で遠軽・紋別地区における要配慮者施設への説明会を実施し、適切な避難行動への理解について説明。	平成29年度に洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設位置図を提示。	-	-	-	-	-	-	-	-	・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、地域防災計画に位置付けるとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について検討が必要（興部町）
	避難確保計画作成や避難訓練の実施状況等を踏まえ、支援策、支援体制等について検討調整	F2 (1)①カ2	平成29年5月10日に紋別市で遠軽・紋別地区における要配慮者施設への説明会を実施し、適切な避難行動への理解について説明。	-	-	-	-	-	-	・要配慮者の避難箇所を福祉避難所に指定済。	-	関係機関、関係町村が実施する避難訓練に協力、若しくは、参画。	・避難確保計画の作成や避難訓練の実施のための支援策や支援体制を検討することが必要（興部町）

項目(28項目)	確認事項(36事項)	取組番号	現状の取組状況								課題
			網走開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察 ・興部警察	興部町	西興部村	雄武町	
① 円滑かつ迅速な避難のための取組											
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項											
ア 想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	G (1)②ア	-	興部川では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を作成・公表済。	-	-	-	興部川の想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等が振興局から通知済。（語尾を整理）	-	-	・想定最大規模の浸水想定区域図をHP等により公表を検討することが必要（興部町）
イ 水害ハザードマップの作成、改良と周知	想定最大規模の『浸水想定区域図』や『洪水浸水想定区域図』を踏まえた洪水ハザードマップの作成や公表に係る情報を共有	H1 (1)②イ1	-	興部川では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を作成・公表済。	-	-	-	計画規模の洪水ハザードマップを作成済。	市街地全域をカバーした防災マップを、村内全戸に配布済。	-	・想定最大規模の洪水ハザードマップの作成を検討することが必要（興部町、雄武町）
	『水害ハザードマップ作成の手引き』（H28.4月国交省）を参考に、わかりやすい洪水ハザードマップを作成し、住民等に効果的に周知する方法を検討調整	H2 (1)②イ2	-	-	-	-	-	-	-	-	・水害リスクを効果的に周知する方法を検討することが必要（興部町、西興部村、雄武町）
ウ 『まるごと・まちごとハザードマップ』の促進	『まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き』（H29.6月国交省）を参考にした、取組の推進について検討調整	I (1)②ウ	-	-	-	-	-	-	-	-	・『まるごと・まちごとハザードマップ』の作成を検討することが必要（興部町、西興部村、雄武町）
エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	町村等による避難訓練の実施状況や予定を共有し、住民を含む関係機関が連携した避難訓練を検討調整	J (1)②エ	国管理区間においては、各関係機関主催の訓練等に参画。	関係機関が実施する避難訓練等に参画。	関係機関が実施する避難訓練等に参画。	関係機関が実施する避難訓練等に参画。	関係機関が実施する避難訓練等に参画。	地域住民、関係機関、更に、民間機関を交えた総合防災訓練を実施。	地域住民、村内関係機関を交えた防災訓練を実施。	・地域住民、関係機関、更に、民間機関を交えた総合防災訓練の実施を検討。 ・自助、共助による災害に強い地域作りを目指し、自主防災組織を強化・促進するための取組として、避難訓練を実施。	・地域住民の参加が減少（西興部村） ・効果的な避難訓練のあり方について検討が必要（雄武町）
オ 防災教育の促進	防災教育に関する指導計画の作成支援、学校等での防災教育の拡充等、様々な取組について検討調整	K (1)②オ	必要に応じて、防災意識の向上や河川環境への理解を深めるため、『川の防災学習会』を実施。	・必要に応じ、町村が行う取組に協力。 ・『Doはぐ』や『地域防災マスター制度』等、防災教育事業の推進。	必要に応じて、町村が行う取組に協力。	必要に応じ市町が行う取組について協力。	-	災害発生時、迅速、的確に住民が避難できるよう防災訓練を実施し防災意識の向上を図っている。	災害発生時、迅速、的確に住民が避難できるよう、防災マップの配布、避難訓練を実施。	災害発生時、迅速、的確に住民が避難できるよう、避難行動に関する資料等の作成・配付（パンフレット、防災マップ）、避難訓練、防災に関する出前講座、防災学習等の実施により、指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等の周知徹底や、避難行動、水害リスクについて指導、啓発を実施し、防災意識の向上を図っている。	・地域住民等の水害に係る意識の改革が必要（興部町、雄武町）
③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設の整備等に関する事項											
ア 危機管理型水位計等の整備	危機管理型水位計の配置計画を検討調整	L1 (1)③ア1	-	水位周知河川区間以外について、水位を把握するための簡易水位計の配置計画を検討。	-	-	-	-	-	-	・水位周知河川以外の水害リスクの高い箇所を水位情報の把握することが必要（振興局）
	河川監視用カメラの配置計画を検討調整	L2 (1)③ア2	-	-	-	-	-	現在、興部川（興部橋、三興橋付近）に河川監視用のカメラを設置済。	-	-	・監視カメラの増設を検討したいが、費用面が課題（興部町）
イ 危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策について、概ね5年間で実施する整備箇所の共有 ※堤防決壊迄の時間を引き延ばすための堤防天端舗装等	M (1)③イ	-	平成30年度より興部川の重要水防区間の一部において、堤防天端舗装を実施。	-	-	-	-	-	-	・その他の重要水防区間について、堤防決壊までの時間を引き延ばす検討が必要（振興局）
ウ 河川防災ステーション等の整備 ※ここでは防災資材備蓄整備と記載	ブロック、土砂等の防災資材の備蓄場の設置位置や規模等について検討調整	N (1)③ウ	-	ブロックや土砂等、防災資材備蓄ヤードの整備が興部川で平成30年度中に完成予定。	-	防災装備品を計画的に整備。	-	大型発電機、水中ポンプ等を整備済。	・防災備蓄倉庫を整備し、非常食や毛布等を整備済。 ・非常時のために村建設業協会と協定を締結済。	-	・防災資材の備蓄、充実が重要（振興局） ・防災資材の保管場所が不足（興部町）
エ 避難場所、避難経路の整備	避難場所、避難経路の整備について検討調整	O (1)③エ	-	-	-	-	-	指定避難場所、指定緊急避難場所について設定済。	・避難する上で、環境の整った宿泊施設『ホテル森夢』を避難所に位置付。 ・避難所及び福祉避難所に非常用発電設備を整備済。	地域防災計画に避難場所を設定済。	・広範囲の浸水により、避難に必要な経路が確保できず、孤立する集落が発生し、避難場所が確保できない場合がある（興部町、雄武町） ・避難経路について検討することが必要（興部町） ・長期避難が生じた場合、避難住民へのメンタルケアが重要（西興部村）

項目(28項目)	確認事項(36事項)	取組番号	現状の取組状況								課題	
			網走開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察・興部警察	興部町	西興部村	雄武町		消防組合
<b>(2) 的確な水防活動のための取組</b>												
<b>① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項</b>												
ア 重要水防箇所の確認	河川整備状況を踏まえ、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、関係者による共同点検の実施について検討調整	P (2)①ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・道管理河川の水害リスクが高い箇所の共同点検が必要（興部町、西興部村、雄武町、消防組合）
イ 水防資機材の整備等	関係機関が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討調整	Q (2)①イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・各機関が保有する水防資機材について、保管場所等、詳細な情報を共有することが必要（振興局、自衛隊、興部町、西興部村、雄武町、消防組合） ・防災備蓄ヤードの備蓄資材を関係機関で活用することが可能か検討することが必要（振興局）
ウ 水防訓練の充実	住民を含めた関係機関が参加した実践的な水防訓練について検討調整	R (2)①ウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エ 水防に関する広報の充実	関係機関の水防に関する広報の取組状況や予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討調整	S (2)①エ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・消防団員の減少、高齢化の傾向にあり、想定最大規模の洪水の際は、人員確保が確保できるかが課題（興部町、西興部村、雄武町）
オ 水防団間での連携、協力に関する検討	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討調整	T (2)①オ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・洪水時の水防団間の連携・協力について検討調整が必要（消防組合）
<b>② 町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>												
ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	洪水浸水想定区域内に設置されている災害拠点病院等の施設管理者に、洪水が発生した際、確実に情報伝達する方法について検討調整	U (2)②ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・興部町の国民健康保険病院が浸水する恐れがあるため、近隣市町村の病院との連携等を検討することが必要（興部町）
イ 洪水時の防災拠点となる町村庁舎等の機能確保対策の充実	町村庁舎等が、洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能確保のための対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討調整	V (2)②イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・興部川で想定最大規模の降雨により浸水被害が発生した場合、興部町役場、紋別消防組合消防署興部支署及び興部消防団第1分団庁舎が浸水想定区域となるため、庁舎機能を確保する取組を検討することが必要（興部町、消防組合）
ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	洪水浸水想定区域内の地域防災計画に定められている大規模工場等の施設について、浸水防止計画の作成状況、訓練実施状況を確認	W1 (2)②ウ1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・興部川で想定最大規模の降雨により浸水被害が発生した場合、雪印メグミルク興部工場は浸水想定区域内となるため、検討が必要（興部町）
	浸水防止計画の作成や訓練の実施状況等を踏まえ、それぞれの取組を促す支援策について検討調整	W2 (2)②ウ2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・興部川で想定最大規模の降雨により浸水被害が発生した場合、雪印メグミルク興部工場は浸水想定区域内となるため、検討が必要（興部町）
<b>(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>												
<b>① 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</b>												
ア 排水施設、排水資機材の運用方法改善及び排水施設の整備等	洪水浸水想定区域内の排水施設及び資機材の配置、運用方法の情報を共有するとともに、排水施設管理者相互の連絡体制を構築し、洪水発生の際は、円滑かつ迅速な排水作業を行えるよう運用方法等について検討調整	X (3)①ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・排水ポンプ車をはじめ、その他照明車など排水に必要な災害対策車両を全道各地に配備。 ・排水訓練を北見地区、美幌地区、湧別地区で実施。
イ 洪水を未然に防ぐ対策	河川管理者が実施する河道整備や河道の維持管理について情報を共有	Y (3)①イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・興部川、わがわ川、ホノコウ川において河川整備を実施。 ・沙留川、藻興部川、雄武川、幌内川において一定規模での河川整備が実施済。 ・河川機能確保のための計画的な河道掘削や樹木伐採等の維持管理を実施。

○課題解決に向けた取組（現状の取組状況と課題）

項 目（28項目）	確認事項（36事項）	取組 番号	現状の取組状況								課題
			網走開建	振興局	气象台	自衛隊	北海道警察 ・興部警察	興部町	西興部村	雄武町	
(4) その他											
① その他											
ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化	国が実施する研修、訓練への地方公共団体の参画等、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体相互の支援体制の強化について検討調整	Z (4)①ア			-	-	-	-		西紋管内で行われる訓練に参加。	-
イ 災害情報の共有体制の強化	各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討調整	AA (4)①イ	『防災情報共有システム』への接続により、国管理河川や国道等の状況把握が可能。	・災害発生時に、必要に応じて、リエゾンの派遣を実施。 ・関係機関が連携して災害対応を行うための共通地図『北海道防災地図』を整備中で、防災拠点、避難所、病院等を掲載予定。	-	-	-	-	-	-	-



○概ね5年で実施する取組

項目、事項、内容	取組番号	取組項目	網走開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察	興部警察	興部町	西興部村	雄武町	消防組合	
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>													
①情報伝達、避難計画等に関する事項	A (1)①ア	河川管理者と町村長の間で河川情報等を伝達するホットライン等	-	ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	-	-	-	-	ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	-	
	B1 (1)①イ1	『避難勧告等に関するガイドライン』を参考とした避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準の見直し等	-	※危機管理型水位計の項目に記載するため、ここでは記載しない。	-	-	-	-	興部川下流域について、想定最大規模等の洪水における避難勧告等の発令区域、発令基準等を設定。	-	-	-	
	B2 (1)①イ2	避難計画に着目した水害対応タイムライン（避難勧告発令区域、避難判断基準等）の構築と実施箇所検討等	-	水位周知河川について、構成町村等と協議し、タイムライン作成し、必要に応じて見直す。	・タイムラインを活用して実施する防災訓練について、必要に応じて助言。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	振興局で作成するタイムラインに協力。	-	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	
	C (1)①ウ	水位周知河川の見直し等	-	水位周知河川の見直し等、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	-	-	-	-	-	水位周知河川の追加等、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	水位周知河川の追加等、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	水位周知河川の追加等、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	-
		水位周知河川以外の道管理河川に係る『洪水氾濫危険区域図』の提供や周知等	-	洪水氾濫危険区域図を平成30年7月以降に関係町村に提供予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D1 (1)①エ1	『川の防災情報』による河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の周知等	HPや出前講座等で広報活動を実施。	水害危険性などから早急に配置が必要な河川についてH30から順次設置予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D2 (1)①エ2	緊急速報メールの活用等、住民に洪水及び避難情報を適切かつ確実に伝達する体制及び方法等	-	-	-	-	-	-	・登録制メールへの登録を促進 ・広報誌やHPで、水害に係る啓発記事を、必要に応じて充実。	-	・サポートメール（登録制）による緊急防災情報配信や利用の促進。 ・避難行動を行う際の支援者を自治会や集落毎に選定し、名簿、連絡網等を作成。 ・自治会や自主防災組織に対する研修会の実施。 ・広報誌やHPでの、水害に係る啓発記事を、必要に応じて充実。	・関係町村の避難所等の情報収集、防災担当者との連絡体制を引き続き確認。 ・避難情報や各種警報等が発令された際は、既存の指令伝達網を利用して、消防職員及び消防団員に引き続き伝達。	
	E (1)①オ	町村の避難場所で避難者を収容できない場合、隣接する市町村に広域避難する際の連絡体制等	-	-	-	-	-	-	H33までに隣接する自治体と広域避難計画を検討。	・H33までに隣接する自治体と広域避難計画を検討。 ・広域避難計画の一つとして、近隣市町村の空住宅の利用等を検討。	H33までに隣接する自治体と広域避難計画を検討。	-	
	F1 (1)①カ1	町村地域防災計画に定めている要配慮者利用施設について、避難確保や浸水防止計画の作成や避難訓練実施等	振興局や自治体と連携し、水害・土砂災害時の避難行動について理解を深めてもらうよう、HPや出前講座等で広報活動を実施。	-	-	-	-	-	-	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、地域防災計画に記載。	-	-	-
F2 (1)①カ2	要配慮者利用施設等に係る避難確保計画の作成や訓練の実施状況を踏まえた支援策や支援体制等	避難確保計画又は浸水防止計画の作成を行う施設の所有者又は管理者に対し、必要に応じて作成の支援を実施。	-	-	-	-	-	-	施設管理者が作成する計画のため、施設管理者と協議し、計画の作成、訓練について協議。	-	-	関係機関、関係町村が実施する避難訓練に引き続き協力、若しくは、参画。	

○概ね5年で実施する取組（案）

項目、事項、内容	取組番号	取組項目	網走開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察	興部警察	興部町	西興部村	雄武町	消防組合
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組												
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	G (1)②ア	想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有等	-	・水位周知河川における洪水浸水想定区域図はHPのほか、浸水ナビを利用して平成30年度に公表予定。 ・水位周知河川以外は、簡易的な手法により『洪水氾濫危険区域図』を作成し、平成30年度7月以降に提供を予定。	-	-	-	-	H33年度までに、水位周知河川以外の洪水氾濫危険区域図を合わせて、興部町HPに掲載。			-
	H1 (1)②イ1	想定最大規模の『浸水想定区域図』等を踏まえた洪水ハザードマップの作成や公表等	-	町村がハザードマップ作成する際は、必要に応じて、助言。	町村がハザードマップ作成する際は、必要に応じて、助言。	-	-	-	H33年度までに、作成し公表。	H33年度までに、作成し公表。	H33年度までに、作成し公表。	-
	H2 (1)②イ2	『水害ハザードマップ作成の手引き』を参考に、わかりやすい洪水ハザードマップを作成するとともに、住民に効果的に周知する方法等	-	町村がハザードマップ作成する際は、必要に応じて、助言等を実施。	町村がハザードマップ作成する際は、必要に応じて、助言。	-	-	-	公表する際の周知方法を検討。	公表する際の周知方法を検討。	公表する際の周知方法を検討。	-
	I (1)②ウ	『まるごと・まちごとハザードマップ』を参考にした取組みの促進等	-	町村が『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を行う場合、必要に応じて、助言。	町村が『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を行う場合、必要に応じて、助言。	-	-	-	平成33年度までに『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を検討。	平成33年度までに『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を検討。	平成33年度までに『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を検討。	-
	J (1)②エ	各町村等による避難訓練の実施状況や予定を共有し、住民を含む関係機関が連携した避難訓練等	国管理区間以外の関係機関を含め、必要に応じて各関係機関主催の訓練等に参画。	引き続き、関係機関主催の訓練等に参画。	引き続き、関係機関の避難訓練等に参画。	引き続き、関係機関が実施する避難訓練に参画。	引き続き、関係機関の避難訓練等に参画。	引き続き、関係機関の避難訓練等に参画。	・地域住民、関係機関、更に、民間機関を交えた総合防災訓練の実施を検討。 ・自助、共助による災害に強い地域作りを目指し、自主防災組織を強化・促進するための取組として、避難訓練の実施を検討。	毎年できないが、自衛隊に協力要請するなどして、地域住民の参加意欲を刺激する訓練の検討も必要。	『北海道地域防災マスター』の取得を促すとともに、これを交えた避難訓練の実施等、防災体制を強化。	引き続き、関係機関が実施する避難訓練に参画。
	K (1)②オ	防災教育に関する指導計画の作成支援、学校等での防災教育の拡充等	必要に応じて、防災意識の向上や河川環境への理解を深めるため、『川の防災学習会』を実施。	引き続き、町村が行う取組について協力。	引き続き、必要に応じて、町村が行う取組に協力。	必要に応じて市町が行う取組について協力。	-	-	防災訓練等を継続的に実施。	-	出前講座、講習会、防災学習等を継続的に実施。	-
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	L1 (1)③ア1	危機管理型水位計の配置計画等	-	水害危険性などから早急に配置が必要な河川についてH30から順次設置予定。	-	-	-	-	-	-	-	-
	L2 (1)③ア2	河川監視用カメラの配置計画等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	M (1)③イ	危機管理型ハード対策について、概ね5年間で実施する整備箇所の共有等	-	平成33年度までに重要水防区間の堤防天端の保護箇所の検討と実施。	-	-	-	-	-	-	-	-
	N (1)③ウ	ブロック、土砂等の防災資機材の備蓄場の設置位置や規模等	-	防災資材について、計画的に整備、備蓄、充実。	-	引き続き、防災装備品を計画的に整備予定。	-	-	-	-	-	-
	O (1)③エ	避難場所、避難経路の整備等	-	-	-	-	-	-	避難計画を策定する際に、必要に応じて検討。	避難計画を策定する際に、必要に応じて検討。	避難計画を策定する際に、必要に応じて検討。	-

○概ね5年で実施する取組（案）

項目、事項、内容	取組番号	取組項目	網走開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察	興部警察	興部町	西興部村	雄武町	消防組合
<b>(2) 的確な水防活動のための取組</b>												
①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項	P (2)①ア	河川整備状況を踏まえ、出水期前に重要水防箇所を確認を行うとともに、関係者による共同点検の実施等	-	必要に応じ、共同点検の実施を検討。	-	-	-	-	関係機関で実施する共同点検があれば参画。	関係機関で実施する共同点検があれば参画。	関係機関で実施する共同点検があれば参画。	関係機関で実施する共同点検があれば参画。
	Q (2)①イ	関係機関が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援等	-	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	-	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。 ・人命救助システム（水害用）の整備及び取扱い訓練を実施。	-	-	水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。
	R (2)①ウ	住民を含めた関係機関が参加した実践的な水防訓練等	必要に応じて、関係機関の水防訓練等に参画。	引き続き、各関係機関主催の訓練等に参画。	必要に応じて、関係機関の水防訓練に参画。	引き続き各関係機関主催の訓練等に参画。	引き続き、関係機関の水防訓練等に参画。	引き続き、関係機関の水防訓練等に参画。	引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練に参画。
	S (2)①エ	関係機関の水防に関する広報の取組状況や予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実等	-	引き続き、継続実施。	-	-	-	-	紋別地区消防組合と連携し消防団員募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。	紋別地区消防組合と連携し消防団員募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。	紋別地区消防組合と連携し消防団員（水防団員兼務）募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。	関係町村と連携して消防団員（雄武町は水防団員を兼務）募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。
	T (2)①オ	水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合同の訓練、研修会があれば参画。
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	U (2)②ア	洪水浸水想定区域内に設置されている災害拠点病院等の施設管理者に、洪水が発生した際、確実に情報伝達する方法の検討等	-	-	-	-	-	-	近隣市町村の病院との連携について、施設管理者と協議。	-	-	-
	V (2)②イ	町村庁舎等が、洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能確保のための対策（耐水化、非常用電源等の整備等）の検討等	-	-	-	-	-	-	耐震診断の結果を踏まえ、庁舎の災害対策機能を強化。	-	-	・浸水被害が予想される場合は、事前に非浸水想定区域外への機能移転（手段）について検討。 ・H30年度に実施の庁舎耐震診断の結果により耐震補強、耐水化又は移転建設を検討。
	W1 (2)②ウ1	洪水浸水想定区域内の地域防災計画に定められている大規模工場等の施設について、浸水防止計画作成や訓練実施等	-	-	-	-	-	-	浸水防止計画の作成や訓練実施について、施設管理者と協議。	-	-	-
	W2 (2)②ウ2	浸水防止計画の作成や訓練の実施状況等を踏まえた支援策等	-	-	-	-	-	-	浸水防止計画の作成や訓練実施の支援策等について、施設管理者と協議。	-	-	-
<b>(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>												
①氾濫水の排水、施設運用等に関する事項	X (3)①ア	洪水浸水想定区域内の排水施設及び資機材の配置、運用方法の情報を共有するとともに、排水施設管理者相互の連絡体制を構築し、洪水発生の際は、円滑かつ迅速な排水作業を行えるような運用方法の検討等	流域外の関係機関を含め、幅広く案内し排水訓練を継続的に実施。	・過去の内水被害箇所を共有し排水作業が可能な箇所を検討するとともに、必要に応じて、整備についても検討。 ・各機関で実施する排水訓練があれば参画。	-	関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	-	-	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。
	Y (3)①イ	河川管理者が実施する河道整備や河道の維持管理について情報を共有等	-	引き続き、河川改修等の整備促進するとともに、計画的な維持管理を継続し、越水・溢水リスクを低減。	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>(4) その他</b>												
①その他	Z (4)①ア	国が実施する研修、訓練への地方公共団体の参画等、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体相互の支援体制の強化等	・必要に応じ、自治体職員受入可能な研修メニューを紹介。 ・網走開発建設部広報官への連絡調整により必要に応じて出前講座を実施。	国の研修・訓練があれば参画。	-	-	-	-	-	-	国の研修・訓練があればできるかぎり参画。	-
	AA (4)①イ	各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等	・光ケーブルの接続は自治体負担となるが、必要に応じて接続支援を実施。 ・引き続き、情報共有を行う。	北海道防災地図の整備が整い次第、運用予定。	-	UTMグリッド図を使用した訓練等があれば支援を検討。	-	-	-	北海道防災地図の運用後、活用を検討。	関係機関と連携し、できるかぎり情報共有。	-